

国による「妊産婦医療費助成制度」創設を求める意見書

平成30年12月14日「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が公布された。

成育基本法は、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的に掲げ、「社会的経済的状況にかかわらず安心して次代の社会を担う子どもを生子、育てることができる環境が整備されるように推進」することを基本理念としている。

また、国は「成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とし、自治体は「国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」としている。

成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦(母子保健法第6条で妊娠中又は出産後一年以内の女子と規定)について費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年12月23日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆・参両院議長

} あて